

船舶事故調査報告書

令和6年3月27日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 伊藤 裕 康（部会長）
 委員 上野 道 雄
 委員 岡本 満喜子

事故種類	乗組員死亡
発生日時	不明（令和5年5月1日 04時00分ごろ～14時42分ごろの間）（医師による船長死亡推定時刻：5月1日 早朝ごろ）
発生場所	不明（鹿児島県鹿児島市鹿児島港谷山二区の定係地～鹿児島県指宿市知林ヶ島北方沖）
事故の概要	漁船福美丸は、漂泊中、船長が落水して溺死した。
事故調査の経過	令和5年5月17日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため、行わなかった。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 福美丸、2.9トン KG3-32025（漁船登録番号）、個人所有 9.45m（Lr）×2.25m×0.79m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数70、昭和61年2月8日
乗組員等に関する情報	船長 68歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成15年9月12日 免許証交付日 平成30年7月11日 （令和5年9月15日まで有効）
死傷者等	死亡 1人（船長）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北、風力 2、視界 良好 海象：波高 約1.0m、潮汐 高潮期、水温 約19.4℃ 日出時刻：05時33分ごろ、常用薄明開始時刻：05時08分ごろ
事故の経過	船長は、令和5年5月1日03時30分ごろ、市場に漁獲物を持ち込んでいるところを同市場職員に目撃された。 本船の隣に所有船舶を係留していた僚船船長は、はえ縄漁の出漁準備を行おうと鹿児島港谷山二区の定係地に向かった際、本船がふだん出航する04時20分ごろには、既に本船が定係地になかったため、本船ははえ縄漁に出漁していると思った。 僚船船長は、はえ縄漁を終えて定係地に向かって帰航中、鹿児島市

	<p>知林ヶ島北方付近で本船を認め、ふだん本船を見掛けない場所だったので疑問を感じて近づいたところ、無人であった。</p> <p>僚船船長は、14時42分ごろ118番通報するとともに所属する漁業協同組合への連絡を行った。</p> <p>本船は、来援した近隣の漁業協同組合の所属船により鹿児島市今和泉漁港まで一旦えい航されたのち、定係地までえい航された。</p> <p>船長は、海上保安庁の巡視船、航空機及び漁業協同組合の所属船等による捜索が5月1日から3日まで行われたが、発見されなかった。</p> <p>船長は、5月4日09時00分ごろ、通行人によって、山川港番所鼻灯台南東方の海岸でうつ伏せの姿勢で横たわっているところを発見されたが、その後、救急隊員により社会死の状態^{*1}と判断された。</p> <p>船長は、医師により、死因が溺死の疑い、死亡推定時刻が令和5年5月1日の早朝ごろと検案された。</p> <p>(付図1 事故発生場所概略図、写真1 本船 参照)</p>
<p>その他の事項</p>	<p>船長が所属する漁業協同組合の組合長（以下「組合長」という。）によると、市場から定係地までの車での移動時間は約20分、出漁準備にかかる時間は約10分であった。</p> <p>船長は、定置網漁とはえ縄漁を行っていた。</p> <p>船長は、ふだん、00時ごろから1時間半ほど定置網漁を行い、定係地に戻って漁獲物を選別して車で漁獲物を市場に持ち込み、市場から戻った後、はえ縄漁に出漁していた。</p> <p>組合長及び僚船船長は、5月1日02時過ぎごろ、定置網漁を終えて定係地に戻ってきた際、同じ頃戻ってきていた船長と会い、船長が先に漁獲物の選別を終えて車で市場へ向かうところを見た。</p> <p>発見時の本船の状況は、次のとおりであった。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 機関は中立運転の状態で、航海灯が点灯していた。 (2) はえ縄漁に使用する仕掛けが入ったか約10個が、船尾甲板に置かれていた。 (3) 救命胴衣が甲板上に、携帯電話が操舵室に置かれていたほか、左舷中央部の舷縁上に、ふだん操舵室内に置かれていたティッシュボックスが置かれていた。 (4) 船体には、他船と衝突したような痕跡や損傷はなく、縄ばしご等の乗込設備は備えられていなかった。 <p>(写真1 参照)</p>

*1 「社会死の状態」とは、医師の診断を仰ぐまでもなく、身体の状態から誰が見ても判断できる蘇生が不可能と思われる状態の死のことをいう。



写真1 本船

船長は、発見された際、上半身は黒色の肌着、灰色のシャツ、灰色の長袖の作業着を着用していた一方、下半身は下着1枚のみを着用した状態で、救命胴衣を着用していなかった。

組合長及び僚船船長は、本事故前日及び当日、船長に会った際、船長の健康状態は問題ないように見えた。

僚船船長は、本船には簡易トイレが搭載されていたが、漁の道具等を置いていたので使用せず、舷縁から用を足そうとした際に落水したのかもしれないと本事故後に思った。

分析集（運輸安全委員会地方分析集）「小型漁船に「縄ばしご」を装備しよう！」（運輸安全委員会事務局仙台事務所、令和2年10月発行）によれば、縄ばしご等の海面からの乗込設備が備えられていれば、落水者が船上復帰できる可能性が高いとされている。

分析

乗組員等の関与
船体・機関等の関与
気象・海象等の関与
判明した事項の解析

不明

不明

不明

船長の死因は、溺死の疑いであった。

船長は、次のことから、04時00分ごろはえ縄漁の目的で出航した後、漁場へ向かう途中で漂泊していた際、早朝のうちに落水したものと考えられる。

- (1) 船長は、03時30分ごろ市場で目撃され、市場から定係地までの移動時間は約20分、出漁準備にかかる時間は約10分であること。
- (2) 本船は、ふだん見掛けない場所で発見され、発見時、はえ縄漁に使用する仕掛けが入ったかごが船尾甲板に置かれていたほか、機関が中立運転の状態で、航海灯が点灯していたこと。
- (3) 医師により船長の死亡推定時刻が5月1日早朝ごろと検案さ

	<p>れたこと。</p> <p>船長は、次のことから、左舷舷縁から用を足そうとしていた際に身体のバランスを崩すなどして落水した可能性があると考えられるが、目撃者がおらず、その状況を明らかにすることはできなかった。</p> <p>(1) ティッシュボックスが左舷舷縁上に置かれていたこと。</p> <p>(2) 船長は、発見された際、上半身はシャツや作業着等を着用していた一方、下半身は下着1枚のみの状態であったこと。</p> <p>船長は、発見時に救命胴衣を着用していなかったこと、及び発見された本船の甲板上に救命胴衣が置かれていたことから、本事故当時、救命胴衣を着用しておらず、落水後、浮力を十分に得られずに溺水したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が漂泊中、船長が落水して溺水したことにより発生したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 小型漁船の船舶所有者は、船上で用を足す際に身体を支えることができる手摺りを舷縁に取り付けたり、簡易トイレを使用したりすることが望ましい。 ・ 小型漁船に乗り組む船長は、暴露甲板上では常時救命胴衣を着用し、落水に十分注意すること。 ・ 小型漁船に乗り組む船長は、落水時の船上復帰手段として縄ばしごや固定ばしごを船体に備えておくことが望ましい。また、防水パックに入れた携帯電話を常に身に付け、落水時の連絡手段を確保しておくこと。

付図1 事故発生場所概略図

